

第32回

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2026年9月29日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



開催場所

宮崎県都城市松元町3街区20号
ホテル中山荘

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

目次

第32回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
事業報告	15
計算書類	34
監査報告	46



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からご覧
いただけます。
<https://s.srdb.jp/4054/>



日本情報クリエイト株式会社

証券コード：4054

証券コード 4054
2026年9月14日

株 主 各 位

宮崎県都城市上町13街区18号

 **CREATE 日本情報クリエイト株式会社**

代表取締役社長 渡邊 良

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

また、このたびの令和8年熊本地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイト
に「第32回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.n-create.co.jp/pr/ir/library/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトにアクセス後、当社名または証券コード（4054）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえご覧ください。



その他
掲載ウェブサイト



<https://s.srdb.jp/4054/>



なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、3ページの記載に従って議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年9月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 宮崎県都城市松元町3街区20号
ホテル中山荘（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項 第32期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告および計算
報 告 事 項 書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限
付株式報酬制度導入の件

以上

〈株主総会ご出席の際のご留意点〉

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を出席票として会場受付へご提出願います。

また、議事資料として「本招集ご通知」を、当日会場までご持参くださいますようお願いいたします。

当日ご出席いただいた際にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声がけください。

本株主総会については書面交付請求の有無にかかわらず、従来どおり株主総会資料を書面でお送りしております。ただし、以下の事項につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、記載しておりません。本事項は、本招集ご通知とともに、会計監査人および監査等委員会が監査したものになります。

- ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」「業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項」
- ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席されない場合

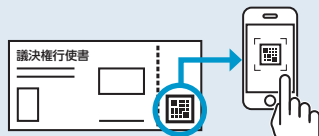
インターネットによるご行使

「スマート行使」による ご行使



同封の議決権行使書用紙のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



詳細は次ページをご覧ください。

行使期限

2026年9月28日（月曜日）
午後6時まで

議決権行使コード・パスワード 入力によるご行使



パソコン、スマートフォン等から、次の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト▶

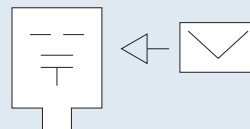
<https://www.web54.net>

詳細は次ページをご覧ください。

行使期限

2026年9月28日（月曜日）
午後6時まで

書面によるご行使



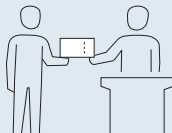
同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到達するようご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年9月28日（月曜日）
午後6時到着

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年9月29日（火曜日）
午前10時

インターネットによる議決権行使についての注意事項

※書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとし、インターネットにより複数回数、またはパソコン、スマートフォン等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。



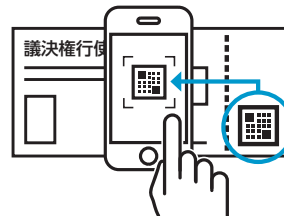
「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」を入力せずに議決権を行使できます。



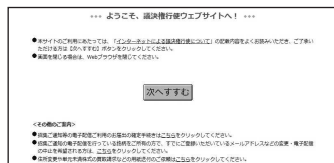
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります。

「スマート行使」ご利用イメージ



議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

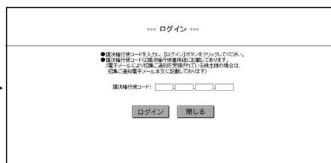
1 議決権行使ウェブサイト にアクセス



ウェブ行使

<https://www.web54.net>
「次へすすむ」をクリック

2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「**ログイン**」をクリック

3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎0120(652)031 (受付時間9：00～21：00)

(2) 上記(1)以外のご照会(住所・株式数など)は、右記にお問い合わせください。

① 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引先の証券会社あてにお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

☎0120(782)031 (受付時間 土日休日を除く 9：00～17：00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営における最重要課題の一つと考えております。

当期末の剰余金の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のための内部留保を十分に確保すること等も考慮したうえで、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき 金 9円00銭 総額 123,874,533円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2026年9月30日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件

監査等委員でない現任取締役は、今回の株主総会終結の時をもって6名全員が任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

その候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位および担当	取締役会 出席回数
1	よね づ けん いち 米 津 健 一 再 任	代表取締役会長	16／16回 (100%)
2	わた なべ りょう 渡 邊 良 再 任	代表取締役社長	16／16回 (100%)
3	まる た ひで あき 丸 田 英 明 再 任	取締役 開発・コーポレート統括 サポート部長	16／16回 (100%)
4	せ の ぐち なお ひろ 瀬之口 直 宏 再 任	取締役 開発・コーポレート統括 管理部長	16／16回 (100%)
5	やま もと おさむ 山 元 理 再 任 社 外 独 立	取締役	16／16回 (100%)

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	よねつ けんいち 米 津 健 一 (1963年2月11日)	1994年 8 月 当社設立 代表取締役 2019年 3 月 代表取締役社長 2023年 9 月 代表取締役会長（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社NJC 代表取締役	8,622,300株
	《取締役候補者とした理由》 米津健一氏は、代表取締役として長年にわたり当社の経営を担い、その経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かしており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。		
2	わたなべ りょう 渡 邊 良 (1978年4月20日)	2023年 9 月 当社入社 営業本部次長 2023年 9 月 取締役 営業本部長 2024年 7 月 取締役 事業統括 事業部長 2026年 7 月 代表取締役社長（現任） [重要な兼職の状況] —	500株
	《取締役候補者とした理由》 渡邊良氏は、当社入社以来営業業務に従事し、営業部門における豊富な業務経験を有し、2023年に当社取締役に就任しております。取締役就任後は、営業部門の管理・監督に携わるとともに、2026年7月には代表取締役社長に就任し、当社経営全般を統括しております。これらの豊富な経験と実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。		
3	まるた ひであき 丸 田 英 明 (1974年2月25日)	2009年 9 月 当社入社 2017年 1 月 開発部長 2017年 9 月 取締役開発部長 2022年 7 月 取締役DX推進部長 2024年 1 月 取締役人事部長 2024年 7 月 取締役 スタッフ統括 人事部長 2025年 5 月 取締役 スタッフ統括 サポート部長 2025年 7 月 取締役 開発・コーポレート統括 サポート部長（現任） [重要な兼職の状況] —	30,500株
	《取締役候補者とした理由》 丸田英明氏は、当社入社以来開発業務に従事し、開発部門における豊富な業務経験を有し、2017年に当社取締役に就任しております。取締役就任後は、開発、DX推進、人事およびサポート部門の管理・監督をしており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。		
4	せのくち なおひろ 瀬之口 直 宏 (1976年4月20日)	2010年 6 月 当社入社 2018年 7 月 管理部長 2018年 9 月 取締役管理部長 2024年 7 月 取締役 スタッフ統括 管理部長 2025年 7 月 取締役 開発・コーポレート統括 管理部長（現任） [重要な兼職の状況] —	22,500株
	《取締役候補者とした理由》 瀬之口直宏氏は、当社入社以来管理業務に従事し、管理部門における豊富な業務経験を有し、2018年に当社取締役に就任しております。取締役就任後は、管理部門の管理・監督をしており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
5	やまもと おさむ 山 元 理 (1972年12月30日)	1995年 4 月 株式会社ラックランド入社 1997年 5 月 株式会社山元百貨店入社 2007年 4 月 カラーオフィス色派（個人事業主）開業 2009年11月 山元経営診断事務所開設 代表（現任） 2019年 3 月 当社 社外取締役（監査等委員） 2019年 9 月 株式会社RISE設立 代表取締役（現任） 2023年11月 株式会社トーコー 社外監査役（現任） 2024年 9 月 当社 社外取締役（現任） 2026年 7 月 一般社団法人企業価値ENGINE 代表理事（現任） 2026年 9 月 株式会社ドリームプロッサム 社外取締役（現任） 〔社外取締役在任期間〕 7年6ヶ月 〔重要な兼職の状況〕 山元経営診断事務所 代表 株式会社RISE 代表取締役 株式会社トーコー 社外監査役 一般社団法人企業価値ENGINE 代表理事 株式会社ドリームプロッサム 社外取締役	500株
《社外取締役候補者とした理由および期待される役割》 山元理氏は、中小企業診断士の資格を有しており、企業経営に関する知識と見識を有し、これまでの監査等委員である社外取締役としての監査・監督の実績を踏まえ2024年に当社取締役役に就任しております。取締役就任後は、その知識と見識を活かして独立した立場から当社の監督をしており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者としております。			

- (注) 1. 所有する当社株式の数については、2026年6月30日時点の情報を記載しています。
2. 取締役会長米津健一氏の所有株式数には、同氏が代表取締役を務める同氏の資産管理会社である株式会社NJCが保有する株式数も含んでおります。
3. 米津健一氏は当社の親会社等に該当いたします。
4. その他の候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
5. 山元理氏は、社外取締役候補者であります。
6. 山元理氏とは、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。
7. 山元理氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当社は引き続き、同氏を独立役員とする予定であります。
8. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの候補者も当該保険の被保険者となる予定であります。次回更新は2026年12月に予定しております。なお、当該保険の概要は事業報告25ページに記載しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である現任取締役は、今回の株主総会終結の時をもって3名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。その候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位および担当	取締役会 出席回数
1	みや ぎき とも あき 宮 寄 智 明 ☐ 再 任 ☐ 常 勤	取締役（監査等委員）	16／16回 (100%)
2	み うら ひろ し 三 浦 洋 司 ☐ 再 任 ☐ 社 外 ☐ 独 立	取締役（監査等委員）	16／16回 (100%)
3	ふる せ とも こ 古 瀬 智 子 ☐ 再 任 ☐ 社 外 ☐ 独 立	取締役（監査等委員）	16／16回 (100%)

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	みやざき ともあき 宮 寄 智 明 (1968年6月16日)	2007年11月 当社 入社 2008年 7 月 開発部品質管理課長 2018年 7 月 管理部総務課長 2022年 9 月 取締役（監査等委員）（現任） 2025年 2 月 株式会社Youfit 監査役（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社Youfit 監査役	16,200株
《取締役候補者とした理由》 宮寄智明氏は、当社入社以来、開発部門、管理部門などの業務に携わり、品質管理や法務等に関する豊富な業務経験と当社の経営に関する幅広い知見を有していることから、監査等委員である取締役として、経営の監督機能強化を担うことができると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。			
2	みうら ひろし 三 浦 洋 司 (1976年11月17日)	2003年 10 月 EY新日本有限責任監査法人 入所 2008年 3 月 公認会計士登録 2018年 1 月 三浦会計事務所開設 代表（現任） 2018年 9 月 株式会社アオイファームホールディングス 社外監査役（現任） 2018年 9 月 当社 社外監査役 2019年 3 月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年 4 月 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構 監事（現任） 2021年 6 月 株式会社くしまアオイファーム 社外監査役（現任） 2021年 6 月 公益社団法人宮崎県看護協会 監事（現任） 2021年 12 月 AGRIST株式会社 社外監査役 2022年 10 月 ジャスティモールド株式会社 社外監査役（現任） [監査等委員である社外取締役在任期間] 7年6ヶ月 [重要な兼職の状況] 三浦会計事務所 代表 株式会社アオイファームホールディングス 社外監査役 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構 監事 株式会社くしまアオイファーム 社外監査役 公益社団法人宮崎県看護協会 監事 ジャスティモールド株式会社 社外監査役	500株
《社外取締役候補者とした理由および期待される役割》 三浦洋司氏は、公認会計士として高度な知識、知見を有しており、客観的・中立的な立場から当社の経営全般への監視・助言またはガバナンス体制の強化を行えると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	ふるせ ともこ 古瀬 智子 (1987年9月17日)	2014年12月 弁護士登録 2015年 1 月 弁護士法人東京フレックス法律事務所 入所 2023年 1 月 弁護士法人東京フレックス法律事務所 パートナー（現任） 2023年 6 月 EMBAアルムナイ京都株式会社 社外監査役 2024年 5 月 株式会社TKP 監査役 2024年 7 月 株式会社CFPコンサルティング 監査役 2024年 9 月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2025年 5 月 株式会社TKP 社外取締役（監査等委員）（現任） [監査等委員である社外取締役在任期間] 2年 [重要な兼職の状況] 弁護士法人東京フレックス法律事務所 弁護士 株式会社TKP 社外取締役（監査等委員）	0株
《社外取締役候補者とした理由および期待される役割》 古瀬智子氏は、弁護士としてM&Aや組織再編をはじめとする企業法務分野において豊富な経験と専門知識を有しており、その経験と専門知識を活かして独立した立場から当社の監査・監督に反映していただくことが期待され、監査等委員である社外取締役候補者としております。			

- (注) 1. 所有する当社株式の数については、2026年6月30日時点の情報を記載しています。
2. 三浦洋司氏および古瀬智子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 三浦洋司氏および古瀬智子氏とは、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 三浦洋司氏および古瀬智子氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、両氏が監査等委員である社外取締役に再任した場合、当社は引き続き、両氏を独立役員とする予定であります。
5. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
6. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、いずれの候補者も当該保険の被保険者となる予定であります。次回更新は2026年12月に予定しております。なお、当該保険の概要は事業報告25ページに記載しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額は、2019年3月29日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）（以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割り当てのための報酬枠を設けることにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬は、①当社の普通株式、又は②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権とし、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本議案に基づき対象取締役に対して支給される当社の普通株式又は金銭報酬債権の総額は、年額50百万円以内といたします。なお、本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、①金銭報酬債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引き換えにする金銭の払い込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する上記報酬額は、当該普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合には、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当該普通株式の発行又は処分を受けるものといたします。この場合における当社の普通株式1株当たりの払込金額は、当該普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年100,000株以内といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

また、各対象取締役にへの具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）は6名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）は5名（うち社外取締役1名）となります。

本議案に基づき、対象取締役に對する当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭

報酬債権を支給する場合の当該金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結することを条件とします。

【本割当契約の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、割当てを受けた日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任若しくは退職する日までの間、又は、3年間から5年間までの間で、当社の取締役会が予め定める期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、第三者への譲渡、担保権の設定、生前贈与その他一切の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中に、継続して当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったこと及び当社の取締役会が定める期間中に業績目標がある場合は、その業績目標を達成したことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により退任若しくは退職した場合又は死亡により退任若しくは退職した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が本譲渡制限期間中に、正当な理由によらず退任若しくは退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるものといたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限解除時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

【本議案に基づく報酬の支給が相当である理由】

当社は2023年9月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めて

おり、その概要は事業報告26ページに記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承諾いただいた場合、当該方針を本制度を含む内容に改定することを予定しております。また、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額50百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年100,000株を上限としており、発行済総数に対する希釈化率は0.73%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

(ご参考)

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員に対して上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を割当てる予定です。

以 上

事業報告

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

I. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当社は、2024年7月1日付で当社の完全子会社であった株式会社リアルネットプロを吸収合併したことにより連結子会社が存在なくなり、非連結決算会社となっております。なお、当事業年度より非連結決算会社に移行したことから、サービス別の売上高についての前事業年度との比較は行っておりません。

当事業年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、中東情勢や金融資本市場の変動など、先行きには引き続き注意を要する状況となっております。

当社がSaaS型クラウドサービスを提供する不動産DX市場においては、不動産業界における慢性的な労働人口不足を背景に、生産性向上を目的としたIT投資需要は引き続き高水準で推移しております。また、AIを活用した業務効率化や空室対策、ビッグデータを用いたマーケティング精度の向上に加え、生成AIをはじめとする技術の進展により、従来の業務プロセスの見直しや自動化・高度化に向けた取り組みが本格化しております。これに伴い、関連市場の拡大とともに、業界全体のデジタル化は一層加速しております。

このような事業環境の下、当社は業界特化型の不動産DX推進事業者として、不動産事業者の経営課題の解決および業界全体の生産性向上に向け、幅広いサービスラインナップを通じて総合的な支援を推進してまいりました。

当社は、持続的な成長の実現に向け、管理ソリューションおよび仲介ソリューションにおけるMRR（月次経常収益）の拡大を成長戦略の中核に位置付けております。管理ソリューションでは「賃貸革命」を中心とした顧客基盤の維持・拡大を図るとともに、仲介ソリューションでは、無償サービスにより構築した顧客基盤へのクロスセルを推進することでMRRの拡大を加速しております。さらに、AIを活用した機能強化やサービス間の連携による付加価値向上を通じて、顧客単価（ARPU）の向上と収益基盤の強化を図っております。

仲介ソリューションにおいては、業者間物件流通サービス「リアプロBB」および「リアプロ」を通じて、不動産事業者間における空室情報の共有効率化を支援しております。また、データ化された空室情報を活用し、ホームページ制作ツールや大手ポータルサイトを通じた集客支援、顧客管理（CRM）、オンラインでの不動産取引（電子入居申込・電子契約）等の機能を提供することで、集客数および成約率の向上に寄与しております。

さらに、2026年9月には、業者間物件流通サービス「リアプロ」の後継サービスとなる「リアプロBB+（プラス）」をリリースしております。今後は、賃貸管理・仲介双方の不動産事業者に向けた機能強化を継続するとともに、無償サービスによる顧客基盤の拡大と有償サービスへのクロスセルを推進することで、MRRの拡大を目指してまいります。

収益面においては、各サービスの月額利用料を中心としたストック型収益が主な収益基盤となっております。加えて、一部サービスにおいては利用状況に応じた従量課金モデルを採用しており、利用拡大に伴う収益の積み上げを図っております。

管理ソリューションにおいては、賃貸管理システム「賃貸革命11」を中心に、顧客の賃貸管理業務の効率化を支援しております。また、「くらさぽコネクト」における「入居者アプリ」や「オーナーアプリ」、「オーナー提案A I ロボⅡ」を通じて、入居者およびオーナーとの円滑なコミュニケーションを実現しております。

収益面においては、新規導入およびバージョンアップ時に計上されるライセンス料がイニシャル売上の中で高い割合を占めております。加えて、毎月の利用料や各種オプション利用料が月額課金収益として継続的に積み上がっております。さらに、A I を活用した文書管理サービス「A I Kamigakari」の提供を開始し、書類の整理・検索や業務効率化を支援するとともに、管理ソリューションの機能拡充を通じた顧客単価の向上およびMR Rの拡大を推進してまいります。

中期ビジョンとして掲げるプラットフォーム創造については、様々な企業との提携が進んでおります。当社プラットフォームの領域を拡大しつつパートナー企業とともに、より一層業界のDX化に貢献してまいります。

以上の結果、当事業年度における業績につきましては、売上高は5,472,633千円、営業利益は867,139千円、経常利益は957,177千円、当期純利益は583,172千円となりました。

当社における報告セグメントは単一であるため、セグメント別の記載を省略しております。
各サービス別の概況は以下のとおりであります。

(仲介ソリューション)

仲介ソリューションにおいては、業者間物件流通サービス「リアプロBB」や「リアプロ」を基盤として、ホームページ制作ツールや物件データ連動、電子契約サービス等のクロスセルを推進してまいりました。また、無償サービスを起点とした顧客基盤の拡大にも取り組み、今後のMR Rの拡大に向けた基盤整備を進めてまいりました。収益面では、有償サービスの利用拡大に伴い、月額利用料を中心としたストック売上が堅調に推移いたしました。

その結果、仲介ソリューションの売上高は1,999,895千円となりました。

(管理ソリューション)

管理ソリューションにおいては、主力製品である「賃貸革命」の新規顧客への販売に加え、既存顧客に対する「賃貸革命11」へのバージョンアップおよび各種オプションサービスの提案を積極的に推進してまいりました。解約率については、引き続き低位で安定していることから、月額利用料を中心としたストック売上は堅調に推移いたしました。

その結果、管理ソリューションの売上高は3,356,859千円となりました。

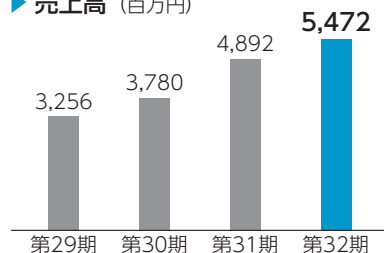
※仲介ソリューション、管理ソリューションの合計売上高5,356,755千円の他に、その他売上高115,877千円があります。

(2) 財産および損益の状況

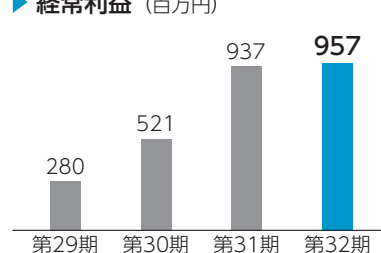
	第29期 (2023年6月期)	第30期 (2024年6月期)	第31期 (2025年6月期)	第32期 (2026年6月期) (当事業年度)
売上高 (千円)	3,256,262	3,780,948	4,892,537	5,472,633
経常利益 (千円)	280,827	521,097	937,854	957,177
当期純利益 (千円)	163,868	326,111	654,742	583,172
1株当たり当期純利益 (円)	11.55	23.14	47.02	42.31
純資産 (千円)	3,197,975	3,439,801	3,901,757	4,235,141
1株当たり純資産 (円)	226.95	244.37	280.46	307.70
総資産 (千円)	4,590,474	5,126,646	5,720,691	6,229,604

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

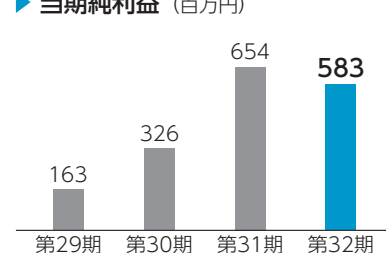
▶ 売上高 (百万円)



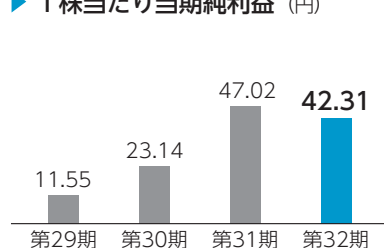
▶ 経常利益 (百万円)



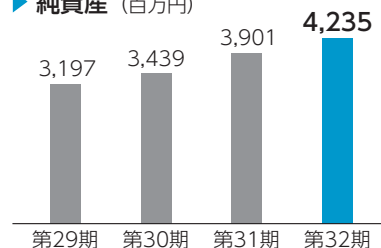
▶ 当期純利益 (百万円)



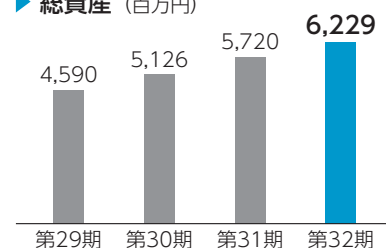
▶ 1株当たり当期純利益 (円)



▶ 純資産 (百万円)



▶ 総資産 (百万円)



(3) 対処すべき課題

当事業年度も、当社の強みである一気通貫の業務支援クラウドサービスを顧客に提供し、不動産業界全体のDX化を推進してまいりました。このような中、当社が対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

① 業者間物件流通サービスによるスピーディな顧客基盤の拡大

当社の成長を加速するためには、業者間物件流通サービスの利用者数を増やし、日本全国の空室情報のデジタル化の推進と顧客基盤の拡大が重要であると認識しております。当社の業者間物件流通サービスは「リアプロBB」と「リアプロBB+（プラス）」の2つのサービスがあります。今後も、これら2つのサービスをキーに顧客基盤を拡大し、一段の成長を図ってまいり所存であります。

② 営業戦略の推進と生産性向上

当社が持つ全国の拠点、地域密着型のコンサルタントを活かしたマーケットシェア拡大を実現するためには、エリアや顧客のセグメントに合わせた営業施策および、既存の営業社員のさらなる生産性向上が重要であると認識しております。その実現に向けては、インサイドセールス・カスタマーサクセスを活用した顧客からの反響対応の改善や、営業部門全体での蓄積されたナレッジの共有等を行い、改善を図ってまいります。

③ 既存事業の強化

新規顧客および既存顧客へのアップセル・クロスセルによる業績の拡大に向けては、既存事業である仲介ソリューション、管理ソリューションの商品力強化が重要であると認識しております。市場の変化、法改正、顧客から得た情報を十分に活かし、商品のリニューアル、またはバージョンアップに向けて商品強化を推進してまいります。

④ AI・ビッグデータを活用した新規事業

当社は、AI・ビッグデータを活用し、新規事業の強化を進めていくことが重要であると認識しております。当社が持つ膨大な物件情報・入居者属性のデータは、不動産市場における消費者の行動分析や購買分析、投資家に向けた資産価値の評価など、分析手法によって多数のアプローチが可能な内容になっております。すでに賃貸住宅の賃料および空室率に関する指標（インデックス）「CRIX」の販売やAI査定を搭載した「オーナー提案AIロボII」でのデータ活用を開始しております。不動産業界への新たなソリューション提供および不動産業界DX化の加速実現に向けて、当社では引き続き研究開発等、活動を推進してまいります。

⑤ 市場拡大・新規開業企業への対応

国土交通省の報告によれば、宅建業者数は微増で推移しており、法人業者数は増加傾向にあります。また、毎年6,000社以上の事業者が新規開業を行っており、その度に設備投資による商談の機会が創出されております。不動産事業へのソリューションを提供する当社としては、新規開業事業者に向けて、販売の強化を行っていくことが重要であると認識しております。営業拠点からの活動だけでなく、Webマーケティングによるプロモーション活動やカスタマーサクセス部隊による活動等、様々な角度から販売を強化し、課題解決に向けて取り組んでまいります。

(出典：不動産適正取引推進機構 令和6年度末 宅建業者と宅地建物取引士の統計について 「宅地建物取引業者数の推移」)

(4) 主要な事業内容

当社は、不動産業界DX化促進に向けた業務支援クラウドサービスの提供を中心に事業を展開しております。提供するサービスは不動産仲介業務の支援となる「仲介ソリューション」と賃貸管理業務の支援となる「管理ソリューション」の2つに分類されます。

「仲介ソリューション」とは、物件情報の仕入れから、集客、申込み、重要事項説明（重説）、契約に至るまでの不動産仲介業務全体を支援するクラウドサービス群であり、顧客の業務効率化、収益性向上に貢献することを目的としております。

商品ラインナップとして、不動産会社の物件情報の仕入れ・流通業務を支援するソリューションとして、「リアプロBB+（プラス）」を提供しております。本サービスは「リアプロ」および「リアプロBB」の機能を継承・発展させたサービスであります。当社は、本サービスを通じて顧客基盤の拡大を図るとともに、他有償サービスへのクロスセルを推進しております。

その他の有償サービスとしましては、不動産ポータルサイトでの集客支援となる「物件データ連動」、自社ホームページ制作支援ツール「WebManagerPro」、非対面でオンライン上での入居申込み、重要事項説明、不動産契約に対応した「電子入居申込サービス」「IT重説」「電子契約サービス」があります。これらのサービス群を通じて、仲介業務における幅広いプロセスに対応することが可能となり、業務全体の最適化と顧客の業務効率・利便性の向上に貢献しております。

「管理ソリューション」とは、賃貸管理業務全体に対応するクラウド型の業務支援サービス群であり、「仲介ソリューション」と同様に、顧客の業務効率化および収益性向上に貢献することを目的としております。主な商品ラインナップとしては、賃貸管理業務を幅広く網羅した管理システムである「賃貸革命」を提供しております。「賃貸革命」は、契約情報、請求・入金管理、オーナーへの送金業務など、煩雑な業務をシステム上で自動化、データ管理することにより、業務の大幅な効率化を実現します。その他の有償サービスとしましては、不動産会社の経営を支援する「経営分析オプション」、入居者とのコミュニケーションツールである「くらさぽコネクト 入居者アプリ」、家主（オーナー）とのコミュニケーションツールである「くらさぽコネクト オーナーアプリ」を提供しております。

当社は、AI技術を活用した付加価値向上にも取り組んでおります。当社が保有する不動産データを活用したサービスとして、オーナー向けの提案レポートを自動生成する「オーナー提案AIロボII」を提供

しており、A I 査定機能とあわせて、より高度な提案活動を支援しております。また、A I - O C R スト
レージサービス「A I Kamigakari」を提供し、A I による書類の解析・分類および「賃貸革命」とのデー
タ連携を通じて、書類管理および入力業務の効率化を支援しております。さらに、「賃貸革命11」では、A
I ツールとの連携を可能とするローカルM C P サーバーの試験提供を開始し、A I を活用した業務支援機
能の拡充を進めております。

当社はこの「仲介ソリューション」「管理ソリューション」を提供することによって不動産会社に対して
広範囲での業務効率化を実現し、不動産業界全体のD X 化を推進しております。

(5) 主要な事業所（2026年6月30日現在）

① 当社

名称	所在地
宮崎本社	宮崎県都城市上町13-18
東京本社	東京都新宿区西新宿6-10-1 日土地西新宿ビル12F
札幌支店	北海道札幌市中央区南二条西7-6-2 南2条ビル6F
旭川営業所	北海道旭川市4条通10-2234-2 アルファ旭川ビル6F
仙台支店	宮城県仙台市青葉区花京院2-1-61 オークツリー仙台3F
郡山営業所	福島県郡山市大町2-12-13 宝栄郡山ビル2F
宇都宮営業所	栃木県宇都宮市大通り2-2-3 明治安田生命宇都宮大工町ビル1F
高崎支店	群馬県高崎市東町117-1 フローラサクラ1F
埼玉営業所	埼玉県さいたま市浦和区仲町2-16-4 第3アルクビル3F
船橋営業所	千葉県船橋市本町2-10-14 いちご船橋ビル6F
千葉営業所	千葉県千葉市中央区栄町36-10 甲南アセット千葉中央ビル5F
新宿支店	東京都新宿区西新宿6-10-1 日土地西新宿ビル12F
立川営業所	東京都立川市曙町1-12-20 COQUIAビル2F
町田営業所	東京都町田市原町田6-29-4 寺田ビル2F
横浜支店	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-21-9 三善ビル9F
新潟営業所	新潟県新潟市中央区東大通2-1-20 ステーションプラザ新潟ビル7F
金沢営業所	石川県金沢市南町6-1 朝日生命金沢ビル3F
静岡営業所	静岡県静岡市葵区栄町4-8 スルガ栄町ビル6F
浜松営業所	静岡県浜松市中央区鍛冶町140 浜松Cビル4F
名古屋支店	愛知県名古屋市中区栄4-16-8 栄メンバーズオフィスビル5F
京都営業所	京都府京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町637 第五長谷ビル2F
大阪支店	大阪府大阪市淀川区西中島3-9-13 NLC新大阪8号館5F
神戸営業所	兵庫県神戸市中央区三宮町2-11-1 センタープラザ西館5F
岡山営業所	岡山県岡山市北区本町10-22 本町ビル6F

名称	所在地
広島支店	広島県広島市中区袋町5-28 和光広島ビル5F
松山営業所	愛媛県松山市大手町1-8-11 大手町Fビル3F
福岡支店	福岡県福岡市博多区博多駅東3-1-26 博多駅イーストプレイス3F
熊本営業所	熊本県熊本市中央区下通1-3-8 下通NSビル6F
宮崎営業所	宮崎県都城市上町13-18
鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市平之町9-33 牧野ビル5F

② 子会社

名称	所在地
株式会社Y o u f i t	福岡県福岡市博多区博多駅東3-1-26 博多駅イーストプレイス3F

(6) 使用人の状況（2026年6月30日現在）

従業員数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
348 名	42名増	34.8歳	6.2年

（注）上記従業員数にはアルバイトおよびパート社員は含まれておりません。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当する事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当する事項はありません。
- ③ その他の重要な企業結合の状況
該当する事項はありません。

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

Ⅱ. 当社の株式に関する事項（2026年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,412,440株（自己株式648,603株を含む）
- (3) 株主数 7,165名
- (4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社N J C	5,700,000	41.41
米津 健一	2,922,300	21.23
後藤 吉行	273,000	1.98
日本情報クリエイティブ従業員持株会	153,396	1.11
松浦 一夫	142,300	1.03
光通信K K投資事業有限責任組合	141,300	1.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	64,400	0.47
前村 幸夫	64,300	0.47
松下 雅彦	59,000	0.43
楽天証券株式会社共有口	51,800	0.38

(注) 当社は、自己株式648,603株を保有しておりますが、上記の記載から除いております。また、持株比率は自己株式（648,603株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

Ⅲ. 当社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当する事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

Ⅳ. 当社の会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

取締役（2026年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	米 津 健 一	株式会社NJC 代表取締役
代表取締役社長	辻 村 都 雄	株式会社Youfit 取締役
取締役	丸 田 英 明	開発・コーポレート統括 サポート部長
取締役	瀬之口 直 宏	開発・コーポレート統括 管理部長
取締役	渡 邊 良	事業統括 事業部長
取締役	山 元 理	山元経営診断事務所 代表 株式会社RISE 代表取締役 株式会社トーコー 社外監査役
取締役（監査等委員）	宮 寄 智 明	株式会社Youfit 監査役
取締役（監査等委員）	三 浦 洋 司	三浦会計事務所 代表 株式会社アオイファームホールディングス 社外監査役 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構 監事 株式会社くしまアオイファーム 社外監査役 公益社団法人宮崎県看護協会 監事 ジャスティモールド株式会社 社外監査役
取締役（監査等委員）	古 瀬 智 子	弁護士法人東京フレックス法律事務所弁護士 株式会社TKP 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 当事業年度末日後の2026年7月1日付で役員の異動があり、渡邊良氏が代表取締役社長に就任しております。
2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査室との密な連携を図るために、監査等委員の宮寄智明氏を常勤の監査等委員に選定しています。
3. 取締役山元理氏、取締役（監査等委員）三浦洋司氏、古瀬智子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
4. 取締役山元理氏、取締役（監査等委員）三浦洋司氏、古瀬智子氏は、社外取締役であります。
5. 取締役山元理氏は、中小企業診断士の資格を有しており、経営に関する相当程度の知見を有するものであります。取締役（監査等委員）三浦洋司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。取締役（監査等委員）古瀬智子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、各社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く。)が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険の被保険者は当社取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員、子会社の取締役・監査役および管理職従業員等であります。保険料は全額当社が負担しており、被保険者がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用等が当該保険にて填補されます。

ただし、私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと、犯罪行為または法令違反を認識しながら行った行為に起因する場合等については、上記保険契約の補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く）	129,845千円	129,845千円	— 千円	6名
取締役（監査等委員）	12,000千円	12,000千円	— 千円	3名
計	141,845千円	141,845千円	— 千円	9名

- (注) 1. 株主総会決議（2019年3月29日）による報酬限度額は、取締役（監査等委員であるものを除く）年額200,000千円以内であります。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く）の員数は5名です。
2. 株主総会決議（2019年3月29日）による報酬限度額は、取締役（監査等委員）年額20,000千円以内であります。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。
3. 期末日現在の人員は、取締役（監査等委員であるものを除く）6名、取締役（監査等委員）3名であり、取締役（監査等委員であるものを除く）のうち1名が社外取締役、取締役（監査等委員）のうち2名が社外取締役であります。
4. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
5. 社外取締役3名の報酬の総額は、7,200千円であります。なお、社外取締役（監査等委員）2名の報酬の総額は、4,800千円であります。
6. 当社の役員報酬基本方針では、固定報酬＋業績連動報酬を原則としておりますが、2026年6月期までは業績連動報酬は支給しておらず、固定報酬のみ支給しております。

(5) 取締役の報酬等の決定に関する方針

当社は、取締役の報酬等の内容について、2023年9月26日付で以下のとおり取締役会決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。以下「取締役」という。）の報酬は、持続的な成長と企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬等により構成し支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（K P I）を反映した現金報酬とし、各事業年度の売上高、営業利益、経常利益、当期純利益等の目標に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与とし、毎年一定の時期に支給する。

目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて、代表取締役会長が見直しを行うものとする。

4. 基本報酬の額および業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、取締役会（5の委任を受けた代表取締役会長）が決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬＝7：3とする（K P I 100%の場合）。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長米津健一がその具体的内容の決定について委任を受けるものとする。その権限の内容は、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内における、取締役各人別の報酬および賞与額の決定とする。決定に先立ち、代表取締役会長は独立社外役員の助言を得たうえで、取締役の報酬水準について審議した結果を踏まえて各取締役の報酬額を決定する。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の業績評価を行うのは代表取締役会長が最も適しているからである。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との業務執行者等との重要な兼職状況

氏名	地位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
山 元 理	取締役	山元経営診断事務所 代表 株式会社RISE 代表取締役 株式会社トーコー 社外監査役	—
三 浦 洋 司	取締役（監査等委員）	三浦会計事務所 代表 株式会社アオイファームホールディングス 社外監査役 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構監事 株式会社くしまアオイファーム社外監査役 公益社団法人宮崎県看護協会監事 ジャスティモールド株式会社 社外監査役	—
古 瀬 智 子	取締役（監査等委員）	弁護士法人東京フレックス法律事務所弁護士 株式会社TKP 社外取締役（監査等委員）	—

② 主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
山 元 理	取締役	当事業年度中に開催された取締役会16回の全てに出席しました。中小企業診断士として様々な企業経営支援・助言等を行ってきた経験を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割が期待されており、取締役会出席時に議案・審議等につき客観的かつ専門的な視点から、必要な発言を適宜行う等、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
三 浦 洋 司	監査等委員	当事業年度中に開催された取締役会16回および監査等委員会14回の全てに出席しました。公認会計士としての専門的経験および社外役員としての経験と実績を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割が期待されており、取締役会出席時に議案・審議等につき客観的かつ専門的な視点から、必要な発言を適宜行う等、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
古 瀬 智 子	監査等委員	当事業年度中に開催された取締役会16回および監査等委員会14回の全てに出席しました。弁護士としての専門的経験を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割が期待されており、取締役会出席時に議案・審議等につき客観的かつ専門的な視点から、必要な発言を適宜行う等、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。

V. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の総額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

①事業年度に係る会計監査人としての報酬等 26,940千円

②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 26,940千円

(注) 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、「会計監査人の解任又は不再任の決定方針」を定めておりませんが、会社法第340条第1項各号に定める事由に会計監査人が該当すると認められる場合の解任のほか、原則として、会計監査人の法令違反、会計監査人の適格性・独立性を損なう事由の発生等により、会計監査人が職務を遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案することとしております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

VI. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、会社法に定める「取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システムの基本方針にしたがって以下のように体制を整備しております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・全ての取締役および使用人が、法令および定款の遵守、企業理念の遵守、社会倫理の遵守および社会的責任を達成するため、「コンプライアンス規程」その他関連社内規程を整備のうえ、その周知徹底を図る。
- ・市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」に基づき、一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行う。
- ・取締役会は、法令等に基づく適法性および経営判断に基づく妥当性を満たすよう、「取締役会規程」に基づ

き業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。

- ・監査等委員会は、内部監査室、会計監査人と連携しつつ、法令等が定める権限を行使し、「監査等委員会規程」および「監査等委員会監査基準」に基づき取締役の職務の執行を監査する。また、必要に応じて取締役会で意見を述べる。
- ・内部監査室は、監査等委員会、会計監査人と連携しつつ、「内部監査規程」に基づきコンプライアンスの状況等について内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告し、定期的に取締役会へも報告を行う。
- ・企業倫理相談および内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やその恐れがある行為等を早期に発見し是正するための仕組みとして、「内部通報制度運用規程」を備え、これを周知し運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ・「情報システム管理規程」および「個人情報保護基本規程」を定め情報資産の保護、管理を行う。

3. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、「グループ会社管理規程」を定め、子会社および関連会社を含めた事業運営に関する重要な事項の決定に関して当社への事前承認または事前報告を徹底し、当社による統括的な管理体制を構築する。
- ・当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社に対する内部監査を定期に実施する。
- ・子会社および関連会社の各社ごとの規模を踏まえ、内部統制の実効性を高める方策、リスク管理体制など、必要な指導および支援を実施する。

4. 危機管理に関する規程その他の体制

- ・取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- ・「リスク管理規程」を定め、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応等を行う。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は「定款」および「取締役会規程」に基づき、毎月定時開催し、または必要に応じて随時開催する。
- ・取締役会で決議すべき事項および承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、効率的な運営を図る。
- ・取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速な業務を執行する。
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」および「稟議規程」を制定する。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任または兼任による使用人を置く。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査等委員会の指揮・命令に服し、人事異動、処遇については、監査等委員会と取締役が協議する。

8. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社の役員および使用人、並びに子会社の取締役・監査役および使用人に周知徹底する。

9. 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ・取締役および使用人は、当社および子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項および不正行為や重要な法令または定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準およびその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款および社内規程に基づき監査等委員会に報告する。
- ・監査等委員会は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会およびその他重要会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることができることとする。

10. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査等委員会への報告を行った当社の役員および使用人、並びに子会社の取締役・監査役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員および使用人、並びに子会社の取締役・監査役および使用人に周知徹底する。

11. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会が適正な監査の実現を図ることを可能とするため、代表取締役は監査等委員会との定期的な意見交換の場を設けるとともに、内部監査室は監査等委員会と情報を共有し、連携を保つよう努める。

- ・監査等委員会は、会計監査人と、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価および監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施するよう努める。

Ⅶ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項

当社は、上記方針に基づいて内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における内部統制システムの運用状況は以下のとおりです。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス委員会の主導により「コンプライアンス研修テキスト」を作成し、常勤の取締役および使用人に対する教育を行いました。教育は今後も継続的に実施することにより、コンプライアンスに対する理解や認識を高めております。
- ・反社会的勢力との不適切な関係の事例はありませんが、発見された場合には弁護士や警察等の機関にも協力を要請して不適正な状態を是正するようにしております。
- ・取締役は、法令や社内規程類を遵守するとともに、取締役会以外の重要な会議体にも出席して職務の遂行状況を相互に監督し、効率的な職務遂行をしております。
- ・監査等委員会および内部監査室は、会計監査人との情報交換・意見交換を定期的に行い、組織を活用した効率的な監査を実施しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」、「機密情報管理規程」、「個人情報保護基本規程」に従って、取締役の職務の執行に係る情報は常に適切に取り扱っております。

3. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社は「グループ会社管理規程」を制定し、当該規程に従って、子会社の事業運営に関する重要な事項の決定に関して、当社への事前承認または事前報告を徹底し、当社による統括的な管理を行っております。
- ・「内部監査規程」に基づき、当社の内部監査室は、子会社に対する監査を定期的 to 実施しております。
- ・子会社の内部統制の実効性を高めるため、当社管理部は、子会社の管理部門責任者との情報交換を密に行い、適宜必要な指導および支援を行っております。

4. 危機管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理を経営の重要課題の一つと位置付けており、各取締役は管掌部門に潜在するリスクを認識し、取締役会への報告を行っています。
- ・業績や財務状態に大きく影響を及ぼす可能性のあるリスクは重要リスクとして識別・監視し、顕在化の抑止を図っております。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・定例の取締役会を毎月一回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催して迅速な意思決定に努め

- ております。また、取締役会議案の審議機関として経営決裁会議を設け、議案を事前に精査しております。
- ・業務の適正性や効率性の観点から、主要な規程類は随時見直しを行っております。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・当事業年度においては、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は配置しておりません。

7. 前条の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(前述のとおり、該当ありません。)

8. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(前述のとおり、該当ありません。)

9. 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ・取締役および使用人は、職務執行状況等を取締役会等の重要な会議を通じ、また、監査等委員会の求めに応じて監査等委員である取締役に報告しております。
- ・重要な決裁書類および諸会議の議事録を監査等委員会に回付し閲覧しています。

10. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・内部通報制度の通報者が、通報したことを理由として不利益な取扱いを受けないよう「内部通報制度運用規程」に定めております。

11. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査等委員が職務の執行上必要な費用について予算計上しております。
- ・監査等委員が請求する費用は遅延なく償還に応じております。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員と代表取締役との会合を定期的に行い、経営全般にわたる事項について意見交換を行っております。
- ・内部監査室と、内部監査の実施方針や進捗状況、課題等について情報交換、意見交換を適宜行っております。
- ・会計監査人の監査の状況について定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて情報交換を行っております。

Ⅷ. 株式会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

Ⅸ. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当政策を経営の最重要課題の一つとして認識しており、株主の皆様に対する安定的な配当の維持を基本としながら、業績、キャッシュ・フローの状況等を勘案し、配当金額を決定してまいります。また、内部留保金につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のための投資等に充当し、企業価値の向上に努めてまいります。

貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	1,770,872	【流動負債】	1,735,614
現金及び預金	594,401	買掛金	37,331
売掛金	857,518	未払金	258,691
商仕掛品	2,924	未払費用	162,902
貯蔵品	19,920	未払法人税等	257,604
未収入金	5,239	契約負債	1,008,702
前払費用	2,204	預り金	2,134
その他の金	285,239	リース債務	729
貸倒引当金	3,876	受注損失引当金	7,254
	△453	その他の負債	263
【固定資産】	4,458,732	【固定負債】	258,848
(有形固定資産)	549,110	資産除去債務	25,029
建物	276,706	リース債務	1,519
構築物	2,467	繰延税金負債	232,299
車両運搬具	0	負債合計	1,994,462
工具、器具及び備品	46,368	純 資 産 の 部	
土地	221,532	科 目	金 額
リース資産	2,035	【株主資本】	4,234,316
(無形固定資産)	2,990,658	資本金	734,288
ソフトウェア	465,958	資本剰余金	705,998
ソフトウェア仮勘定	1,281,139	資本準備金	704,288
のれん	462,588	その他資本剰余金	1,710
顧客関連資産	767,550	利益剰余金	3,289,493
その他の資産	13,422	利益準備金	39,379
(投資その他の資産)	918,963	その他利益剰余金	3,250,114
投資有価証券	25,910	繰越利益剰余金	3,250,114
出資資金	26,500	自己株式	△495,464
長期貸付金	3,091	【評価・換算差額等】	825
破産更生債権等	31,535	その他有価証券評価差額金	825
長期前払費用	190,713		
保険積立金	498,754		
関係会社株式	79,280		
その他の金	94,713		
貸倒引当金	△31,535	純 資 産 合 計	4,235,141
資 産 合 計	6,229,604	負債及び純資産合計	6,229,604

損益計算書

(自 2025年7月1日)
(至 2026年6月30日)

(単位：千円)

科 目		金	額
売上	高価		5,472,633
売上	原価		1,893,793
販売費及び一般管理費	利益		3,578,839
営業外収益	利益		2,711,700
営業外収益	利益		867,139
受取利息	息	2,469	
受取配当金	金	244	
助成金収入	入	10,000	
為替差益	益	28,304	
保険返戻金	金	49,170	
不動産賃貸料	料	10,986	
その他	他	1,200	102,376
営業外費用	用		
支払利息	息	33	
支払手数料	料	4,198	
減価償却費	費	2,469	
投資事業組合運用損	損	3,509	
その他	他	2,127	12,338
経常利益	益		957,177
特別利益	益		
有形固定資産売却益	益	93	93
税引前当期純利益	益		957,271
法人税、住民税及び事業税	税	394,719	
法人税等調整額	額	△20,620	374,098
当期純利益	益		583,172

株主資本等変動計算書

(自 2025 年 7 月 1 日
至 2026 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本計 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	730,128	700,128	1,710	701,838	28,305	2,788,752	2,817,058	△347,586	3,901,438
当 期 変 動 額									
新株の発行（新株予約権の行使）	4,160	4,160		4,160					8,320
剰余金の配当						△110,736	△110,736		△110,736
剰余金の配当に伴う利益準備金の積み立て					11,073	△11,073	－		－
当 期 純 利 益						583,172	583,172		583,172
自己株式の取得								△147,877	△147,877
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	4,160	4,160	－	4,160	11,073	461,361	472,435	△147,877	332,878
当 期 末 残 高	734,288	704,288	1,710	705,998	39,379	3,250,114	3,289,493	△495,464	4,234,316

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	319	319	3,901,757
当 期 変 動 額			
新株の発行（新株予約権の行使）			8,320
剰余金の配当			△110,736
剰余金の配当に伴う利益準備金の積み立て			－
当 期 純 利 益			583,172
自己株式の取得			△147,877
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	505	505	505
当期変動額合計	505	505	333,383
当 期 末 残 高	825	825	4,235,141

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

市場価格のない株式等

時価法により評価しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

移動平均法による原価法により評価しております。

なお、投資事業組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

関係会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品

総平均法による原価法により評価しております。(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。)

仕掛品

個別法による原価法により評価しております。(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法により評価しております。(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

但し、建物、構築物および2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～50年

構築物 10年～15年

車両運搬具 2年～5年

工具、器具および備品 3年～10年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売可能期間(3年以内)における見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく償却額のいずれか大きい額により償却しております。

顧客関連資産については、その効果の発現する期間(15年)に基づいております。

- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- (4) のれんの償却方法および償却期間
のれんの償却については、その効果の発現する期間（10年）で均等償却しております。

- (5) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

- (6) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約のうち、損失の発生の可能性が高く、かつ、金額を合理的に見積ることが可能なものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

- (7) 収益および費用の計上基準

- ① 製品の販売 製品を顧客に販売する取引については、顧客との契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、顧客が製品を検収した時点において、顧客が製品に対する支配を獲得することから、当該時点で収益を認識しております。
- ② サービスの提供 当社の不動産システム支援サービスの提供については、契約期間にわたり継続的にサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、当社がサービスを提供するにつれて顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたり充足されるものであり、サービスが契約期間にわたり均一に提供されるため、契約期間にわたり時の経過に応じて収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定の資産性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

ソフトウェア仮勘定 1,281,139千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

ソフトウェア仮勘定は、主にサービス提供のためのソフトウェアであり将来の収益獲得が確実と認められる場合は無形固定資産に計上し、見込収益と帳簿価額を比較して資産性を評価しております。

② 主要な仮定

見込収益は、販売計画等を基礎として見積っております。

そのうち、主要な仮定は販売単価及び販売本数であり、直近の推移状況や販売戦略に将来の不確実性を勘案し合理的な範囲で変動の見積りを行っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

開発プロジェクトの中止や収益性が低下した場合等、計上したソフトウェア仮勘定が事業の用に供されない場合や、その一部について投資回収が見込まれない場合には損失の計上が必要となり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	189,495千円
--------------------	-----------

(2) 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額	
建物	132,912千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期貸付金	996千円
長期貸付金	3,091千円
未払金	7,722千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 一般管理費および当期製造費用に含まれる研究開発費の総額 53,794千円

(2) 関係会社との取引高

売上高 29千円
外注費 40,018千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数
普通株式	14,360,440株	52,000株	－	14,412,440株
合計	14,360,440株	52,000株	－	14,412,440株

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 52,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類および株式数

普通株式 648,603株

(3) 配当に関する事項

当事業年度中に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当の原資	配当の総額	1株当たり の配当額	基準日	効力発生日
2025年9月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	69,559千円	5円00銭	2025年6月30日	2025年9月26日
2026年1月23日 取締役会決議	普通株式	利益剰余金	41,177千円	3円00銭	2025年12月31日	2026年3月5日

(注) 2026年1月23日取締役会決議による1株当たり配当額3円00銭につきましては、上場5周年記念配当であります。

当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当の総額	1株当たり の配当額	基準日	効力発生日
2026年9月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	123,874千円	9円00銭	2026年6月30日	2026年9月30日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式 118,000株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
貸倒引当金		10,028千円
投資有価証券評価損		6,583 //
貸倒損失		6,764 //
受注損失引当金		2,274 //
減価償却費		271 //
未払事業税		13,957 //
資産除去債務		7,846 //
繰延税金資産	小計	47,725 //
評価性引当額		△23,376 //
繰延税金資産	合計	24,349 //
繰延税金負債		
顧客関連資産		△240,626 //
資産除去債務		△5,419 //
その他		△10,602 //
繰延税金負債	合計	△256,648 //
繰延税金負債の純額		△232,299 //

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達は原則として自己資金において賄っており、事業計画に照らして必要と認められる場合は、リースや銀行借入により資金調達する方針であります。資金運用については、短期的かつ安全性の高い金融資産を中心として運用する方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクおよび発行体の財務状況等の悪化等により価値が下落するリスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金および未払費用は短期間で決済されるものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減を図っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については以下のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券(※1)	1,779	1,779	－
資 産 計	1,779	1,779	－

(※1) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等	24,130
組合出資金	26,500
関係会社株式	79,280

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産および負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した価格

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

区 分	時 価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	1,779	—	—	1,779
資 産 計	1,779	—	—	1,779

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況および時価に関する事項

(1) 賃貸不動産の概要

当社は、東京都において賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額および当事業年度における主な変動並びに決算日における時価および当該時価の算定方法

貸借対照表計上額（千円）			決算日における時価 （千円）
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
201,031	-2,469	198,561	516,500

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

決算日における時価は、「固定資産税評価額」を合理的な基準に基づき調整を行った金額であります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	財またはサービス			合計
	仲介ソリューション	管理ソリューション	その他	
一時点で移転される財またはサービス	31,254	1,113,641	3,548	1,148,444
一定の期間にわたり移転される財またはサービス	1,968,641	2,243,218	112,329	4,324,189
顧客との契約から生じる収益	1,999,895	3,356,859	115,877	5,472,633

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、『個別注記表「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記（7）収益および費用の計上基準」』に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度および翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

	当事業年度 (千円)
契約負債（期首残高）	902,174
契約負債（期末残高）	1,008,702

契約負債は、サブスクリプション型のサービスにおいて、顧客から受け取った契約期間分の対価の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、366,930千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

当事業年度末において未充足（または部分的に未充足）の履行義務は、917,445千円であります。当該履行義務は、主としてサブスクリプション型のサービスに付随する保守サービスに関するものであり、収益の認識が見込まれる期間は次のとおりであります。

	当事業年度 (千円)
1年以内	347,421
1年超2年以内	257,231
2年超3年以内	177,631
3年超	135,160

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 307円70銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 42円31銭 |

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年8月26日

日本情報クリエイト株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 英 治
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小 竹 昭
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本情報クリエイト株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業拠点において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月28日

日本情報クリエイト株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 宮 寄 智 明 ㊞

監査等委員 三 浦 洋 司 ㊞

監査等委員 古 瀬 智 子 ㊞

- (注) 1.監査等委員 三浦洋司及び古瀬智子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2.監査等委員は、電子署名をしております。

以 上

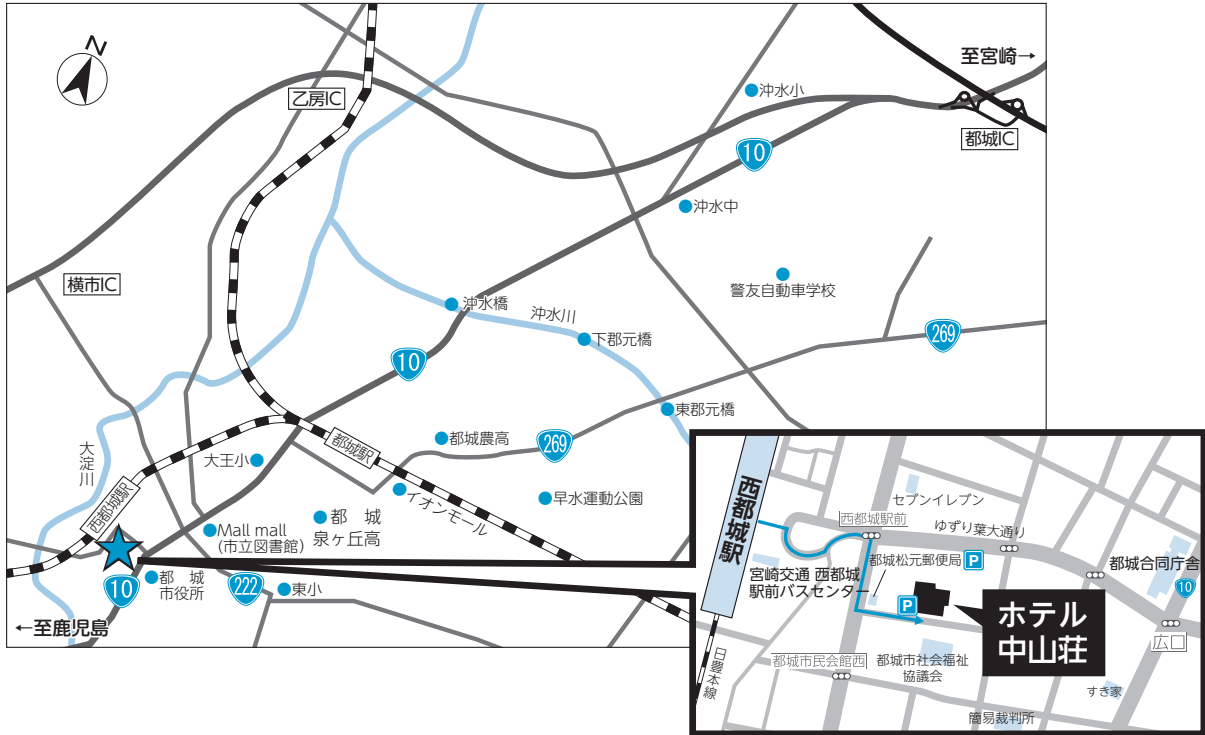
株主総会会場ご案内図



ホテル 中山荘

宮崎県都城市松元町 3 街区 20 号

電話 0986-23-3666 (代表)



ホテル中山荘 交通のご案内



宮崎空港より高速バスで
お越しのお客様
(所要時間 宮崎空港より約 1 時間)

宮崎空港より高速バス 3 番
都城行き乗車
「西都城駅前バスセンター」
バス停 (終点)
下車徒歩 3 分



JRでお越しのお客様
(所要時間 鹿児島中央駅より
約 1 時間 30 分)

西都城駅下車徒歩 3 分
九州新幹線をご利用のお客様は、鹿児
島中央駅で日豊本線にお乗り換えくだ
さい。



お車でのお越しのお客様

- 鹿児島方面より東九州自動車道
末吉財部ICより 15 分
- 宮崎方面より宮崎自動車道
都城ICより 15 分
- 都城志布志道路 横市ICより 8 分

UD
FONT

ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を支えています
FSC
www.fsc.org
FSC® C022915